群馬大学生体調節研究所機械設備委員会内規

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成22. 4.13

令和 4. 4. 1

(設置)

第1条 群馬大学生体調節研究所教授会の下に, 群馬大学生体調節研究所機械設備委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、群馬大学生体調節研究所の機械設備に関する重要事項を審議する。

(組 織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、所長が委嘱する。
 - (1) 教授会で選出された教員 1人
 - (2) 前号の委員の属する研究分野 (附属の研究施設を含む。以下同じ。) 以外の各研究分野から選出された教員 各1人

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き,第3条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

- 第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞く ことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、経営企画課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月13日から施行する。

附則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。